

令和2年7月9日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省保護局総務課
(代表03-3580-4111)

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和2年7月16日（木）までに回答願います。

記

1 各行政文書開示請求書の日付

令和2年6月19日（金）

2 中央更生保護審査会において各行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年6月22日（月）

3 請求する行政文書の名称等

（1）令和元年の御即位恩赦につき、既に決定した恩赦相当の件数と恩赦不相当の件数が書いてある文書（最新版）

（2）令和元年の御即位恩赦につき、中央更生保護審査会の内部手続が書いてある文書

（3）令和2年6月9日の中央更生保護審査会の議事録及び配付資料（ただし、恩赦申請者ごとに作成された文書は除く。）

（4）中央更生保護審査会につき、設立当初からの委員長及び委員が書いてある文書

（5）令和元年5月1日以降の、中央更生保護審査会の委員長及び委員の出勤状況が分かる文書

（6）中央更生保護審査会について支出した金額が決算ベースで分かる文書（平成30年度分）

（7）中央更生保護審査会の審査請求取扱件数が書いてある文書（過去10年分）

（8）新たに中央更生保護審査会の委員に任命された人に対し、職務内容を説明するため渡している文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）上記3（1）について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3（1）のとおり記載されたことについて、その範囲が必ずしも明確ではありませんが、あなたの請求の趣旨が「令和元年10月22日の官報に掲載された特別恩赦基準に基づき上申のあった者について、中央更生保護審査会が令和2年6月19日までに恩赦相当と議決した件数及び恩赦不相当と議決した件数が記載された文書」ということであれば、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

また、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

（2）上記3（2）について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3（2）のとおり記載されたことについて、その範囲が必ずしも明確ではありませんが、あなたの請求の趣旨が「令和元年10月22日の官報に掲載された特別恩赦基準に基づく上申を受けた場合に中央更生保護審査会がとるべき手続を定めた内規」ということであれば、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

また、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

（3）上記3（3）について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3（3）と記載されたことについて、その範囲が必ずしも明確ではありませんが、あなたの請求の趣旨が「令和2年6月9日に中央更生保護審査会が開いた議事で用いられた資料及びその議事録のうち、個別恩赦の出願者別に作成された資料及び議事録以外のもの」ということであれば、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

また、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

(4) 上記3(4)について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3(4)のとおり記載されたことについて、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

おって、中央更生保護審査会の庶務は、法務省保護局が行っています。法務省保護局が保有する行政文書を請求する場合には、法務大臣宛てに請求願います。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

(5) 上記3(5)について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3(5)のとおり記載されたことについて、その範囲が必ずしも明確ではありませんが、あなたの請求の趣旨が「令和元年5月1日から令和2年6月19日までの中央更生保護審査会の委員長及び委員の出勤状況が分かる文書」ということであれば、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

おって、中央更生保護審査会の庶務は、法務省保護局が行っています。法務省保護局が保有する行政文書を請求する場合には、法務大臣宛てに請求願います。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

また、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

(6) 上記3(6)について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3(6)のとおり記載されたことに

ついて、その意味するところが必ずしも判然としませんが、あなたの請求の趣旨が「中央更生保護審査会委員に対して支払った給与及び旅費の額が記載された文書」ということであれば、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

おって、中央更生保護審査会委員の庶務は、法務省保護局が行っています。法務省保護局が保有する行政文書を請求する場合には、法務大臣宛てに請求願います。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

また、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

(7) 上記3(7)について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3(7)と記載されたことについて、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

おって、地方更生保護委員会が行った決定に対する中央更生保護審査会の審査に関する事務は、法務省保護局において行っているところ、法務省保護局が保有する行政文書を請求する場合には、法務大臣宛てに請求願います。

また、中央更生保護審査会の審査請求取扱件数については、その年の1月1日から12月31日までの間における法務省の業務運営状況を概観した刊行物である「法務年鑑（法務省大臣官房司法法制部司法法制課編集）」に記載されています。現在、平成26年版から平成30年版までの「法務年鑑」については、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/hourei-shiryou-hanrei/toukei_nenkan.html）に公開されており、開示請求の手続によらなくとも閲覧等が可能です。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

(8) 上記3(8)について

令和2年6月19日付け行政文書開示請求書（同年6月22日受付）の記の1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3(8)と記載されたことについて、中央更生保護審査会においては、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

おって、新たに中央更生保護審査会の委員に任命された人に対して恩赦制度について説明する際に、法務省保護局編集のパンフレット「更生保護—地域社会とともに歩む—」を用いるところ、当該行政文書については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_00010.html) に公開されており、開示請求の手続によらなくとも閲覧等が可能です。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は8件（上記4（1）から同（8）まで各1件。）、開示請求手数料は2,400円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙2,400円分を受領していますので、開示請求手数料に過不足はありません。

なお、本請求を取り下げる場合は、本件開示請求書及び2,400円分の収入印紙を返戻を返戻いたします。